

「青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例」（平成十六年六月三十日青森県条例第四十九号）第二条第一号における、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「基本計画」という。）の策定、基本計画に掲げる政策点検及び提言、並びに「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に掲げる各政策分野の数値目標等の検証（以下「政策点検等」という。）に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。

（部会及び部会長の設置）

- 第1 基本計画の策定及び政策点検等について、基本計画に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育・人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。
- 2 部会に部会長を置く。
 - 3 部会長は、部会を総括する。
 - 4 部会の委員及び部会長は審議会会長が決定する。

（幹事会の設置）

- 第2 部会間の連携、調整を行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、審議会会長、会長職務代理者及び部会長をもって組織する。
 - 3 幹事会の議長は、審議会会長をもって充てる。

（部会及び幹事会の庶務）

- 第3 部会及び幹事会の庶務は、青森県企画政策部企画調整課において処理する。

（その他の事項）

- 第4 この方針に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が別に定める。